

船舶事故調査報告書

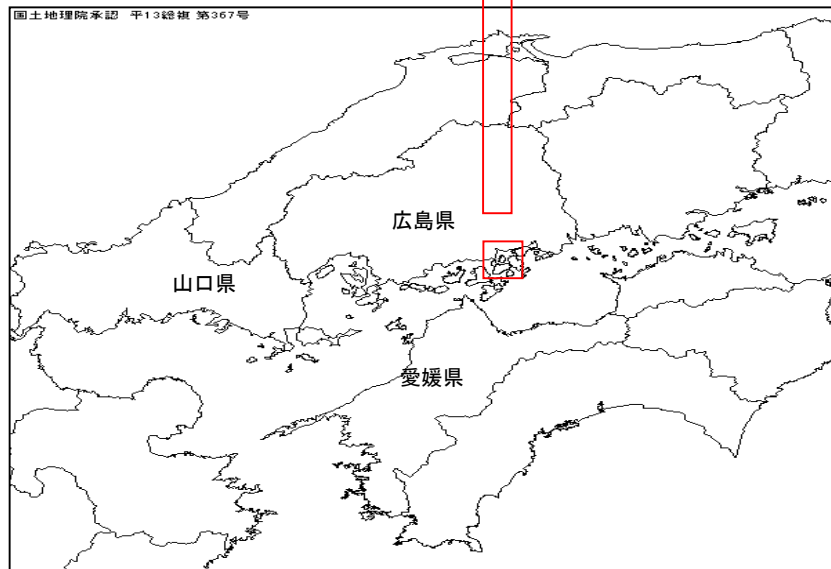
平成27年6月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成26年1月7日 07時10分ごろ
発生場所	愛媛県上島町赤穂根島南方沖 <small>いわぎ</small> 岩城港浜防波堤灯台から真方位123° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 13.94′ 東経133° 09.98′）
事故調査の経過	平成26年2月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 引船 <small>ほうこう</small> 鳳光丸、173トン 141822、有限会社吉永海運（船舶所有者）、日東タグ株式会社（運航管理会社） 33.30m×8.00m×3.60m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成24年12月 B 台船 <small>にっとう</small> 日東7号、約3,184トン なし、日東タグ株式会社 60.0m×22.0m×3.5m、鋼
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成8年1月5日 免状交付年月日 平成23年2月23日 免状有効期間満了日 平成28年9月27日 航海士A 男性 47歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成24年10月25日 免状交付年月日 平成24年10月25日 免状有効期間満了日 平成29年10月24日
死傷者等	A 死亡 1人（航海士A）
損傷	なし
事故の経過	A船は、船長、航海士A及び航海士Bほか2人が乗り組み、船長が操船に当たり、ハッチカバー約600tを甲板上に積載したB船をえい航し、赤穂根島南方沖に着き、同島北方の岩城島にある造船所の岸壁にB船を係留させるため、漂泊状態でえい航索を放し、A船の右舷

	<p>側をB船の左舷側後部に接舷して係船索4本で横抱きにする作業を始めた。</p> <p>航海士Bは、A船の船首部で係船索をB船に送る作業に、航海士Aは、A船からB船に移乗し、A船から送られる係船索をB船の左舷側のビットに取る作業にそれぞれ当たった。</p> <p>航海士Aは、A船の船首部から送られた1本目の係船索をB船の左舷後部のビットに取った後、2本目の係船索に取り付けたヒービングライン（投げ綱）を受け取り、B船の左舷側を左舷中央部のビットに向かって船首方に歩き始めた。</p> <p>船長は、A船の船首部がB船の左舷中央部に近づき始めたので、航海士Aに対し、船橋からマイクで繰り返し危険を知らせ、航海士Bは、A船の船首部から逃げるよう叫んだが、平成26年1月7日07時10分ごろ、航海士AがA船の右舷船首部防舷材（航空機用タイヤ）とB船に積載されていたハッチカバーとの間に挟まれるところを目撃した。</p> <p>船長は、航海士Aが腰に痛みがあり、骨折はないが足がしびれて立つことができないと訴えたので、他の乗組員と話した結果、岩城島が離島であり、A船で最寄りの広島県尾道糸崎港まで運び、救急車に引き継ぐのが、航海士Aを病院に搬送する一番早い方法と考えた。</p> <p>船長は、岩城島の造船所の岸壁にB船を係留させた後、同造船所から借りた担架で航海士AをA船に運び、09時00分ごろ尾道糸崎港に入港して、09時01分ごろ119番通報した。</p> <p>航海士Aは、09時30分ごろ救急車で広島県尾道市の病院に到着したが、10時50分ごろ死亡が確認され、死因は骨盤骨折による出血性ショックと検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生時の再現状況図参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故当日、乗組員に対し、B船の積荷の突起物等に注意するよう指示していた。</p> <p>航海士Aは、約1年前からA船に乗船して台船のえい航作業等を経験しており、本事故当時、健康状態は良好そうに見えた。</p> <p>航海士Aは、作業着、防寒着、ヘルメット及び安全靴に、救命胴衣を着用していた。</p> <p>A船は、本事故時、機関及び係船ウインチを停止した状態であった。</p> <p>造船所には作業船があったが、速力の速い船はなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明</p> <p>航海士Aの死因は、骨盤骨折による出血性ショックであった。</p> <p>A船は、赤穂根島南方沖において、B船を横抱きにする作業中、A船の船首部がB船の左舷中央部に接近する状況となった際、航海士Aが、B船に積載されていたハッチカバーの脇にいたことから、A船の右舷船首部防舷材と同ハッチカバーとの間に挟まれ、死亡したものと考えられる。</p> <p>船長及び航海士Bは、A船の船首部がB船の左舷中央部に接近する状況となった際、航海士Aに対して避難等を指示したものと考えられるが、航海士Aの認識状況については、航海士Aが本事故で死亡していることから明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、航海士Aが腰の痛みを訴えていたものの、意識がはっきりしていたことから、A船で尾道糸崎港に入港後、病院に搬送したものと考えられる。</p> <p>A船は、B船の風下側に位置していたことから、B船が右舷側に北西風を受けて圧流され、A船の船首部がB船の左舷中央部に近づき始めた可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、赤穂根島南方沖において、B船を横抱きにする作業中、A船の船首部がB船の左舷中央部に接近する状況となった際、航海士Aが、B船に積載されていたハッチカバーの脇にいたため、A船の右舷船首部防舷材と同ハッチカバーの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>A船の運航管理会社は、本事故後、次の事項等の安全対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、作業前に危険な場所を想定し、乗組員全員に周知徹底すること。 ・船橋配置の乗組員は、安全を確認した後、台船に配置した乗組員に対し、マイク等で移動の許可を与えること。 ・台船上には、作業に慣れた乗組員を配置すること。 <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂泊して台船等を横抱きする作業に当たる際、船体の動きに注意し、乗組員を危険な場所に立ち入らせないこと。 ・船長は、負傷者が発生した場合には、速やかに海上保安庁等に救助を要請すること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生時の再現状況図

